

農薬行政 この一年間

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 鈴木健太※

I はじめに

平成14年12月に改正された農薬取締法が平成15年3月10日から施行され、この3月で施行から2年が経過することになる。この農薬取締法の改正は、13年9月のBSE問題発生以降、中国からの輸入野菜の残留農薬問題、食品表示偽装事件等が続き、食品の安全性に関する国民の関心が高まってきていた時期に発生した昨年夏の無登録農薬問題が契機となったものである。また、15年6月には食品安全基本法の制定と関連法改正が行われたが、農薬取締法も追加の改正が行われ、同年7月1日からその一部が施行されている。本稿では、平成16年3月以降の農薬行政等の取組状況と今後の展開について紹介したい。

II 法改正以降の農薬行政の主な取組事項

(1) マイナー作物対策

14年改正では、食品の安全確保を図るために、農薬を使用する際の使用時期や濃度といった農薬使用基準を定めて、使用した農薬が残留基準を超えることがないように、農薬使用基準の遵守を義務化した。しかしながら、栽培の少ないマイナー作物等は、適用農薬が少なく、病害虫の防除に農薬を使えば罰則の対象になり、その生産に支障が出るのが懸念された。農林水産省では、これまでもマイナー作物への農薬適用拡

大を支援してきたが、現在2つの対策を中心に進めている。

1つ目は、形状、利用部位等から類似性の高い作物としてグループ化出来るものを「非結球アブラナ科葉菜類」、「非結球レタス」等11のグループにまとめ、グループごとに農薬登録が行える仕組みを導入した。

2つ目は、農林水産大臣が承認した場合に限って農薬の使用を認める措置を講じた。承認した作物と農薬の組み合わせは、15年12月に経過措置の承認申請が締め切られた時点で最終的に約9,000件に達した。この経過措置は、2年程度としており、承認した約9,000件のうち、各都道府県においては、現場での農薬登録の緊急性・必要性に応じて、作物残留試験等を行い、農薬登録に必要なデータの作成に取り組んでいるが、緊急性・必要性が高い作物で、試験を実施したものの登録に必要なデータを作成できなかったもの等に限り、経過措置を延長した。

農林水産省では都道府県等と経過措置を延長する組合せについて協議を行ってきたが、2月28日付けで都道府県等に対し、①これまでに登録されたもの、②経過措置を延長するもの、③3月末日で経過措置を取消すもの、について通知した。それぞれの組合せ数は、

① これまでに登録されたもの 292件（登録された実数）

※現（独）農業検査所検査部検査調整課

② 経過措置を延長するもの 2,963件
(各県要望ののべ数)

③ 3月末日で経過措置を取り消すもの
5,564件 (各県要望ののべ数)

となった。②2,963件のうち、2,068件は現在、登録申請中又は申請準備中であり、検査が終了次第登録される予定である。

なお、各都道府県ごとの内容については、農林水産省ホームページの農薬コーナー (<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>) で御確認いただきたい。

16年度中に適用拡大のための試験が行われた農薬については、今後、順次登録拡大が行われるため、独立行政法人農薬検査所が提供するデータベース「農薬登録情報検索システム」等を利用し、適用拡大の情報を入手していただきたい。また、経過措置の延長対象とならなかったものについては、17年4月以降使用できなくなるため、御注意いただきたい。

(2) 特定防除資材 (特定農薬) の指定

平成15年1月の農業資材審議会における検討の結果、「重曹」、「食酢」及び「使用する場所と同一の都道府県で採取された天敵」の3種類が特定農薬として指定されたが、他の多くの資材は、農薬としての効果や安全性が不明であるとして、農薬かどうかも含めて判断が保留された。判断が保留されたものについては、農薬としての効果を謳って販売されるものは従来どおり取締りの対象とするものの、使用者が自己の判断と責任で使用することは可能であり、その効果と安全性に関する評価を行っていくこととされた。

判断が保留された多数の資材の取扱いを明確にするために、平成16年3月に、特定農薬指定

のための評価に関する指針を策定し、同年5月には、特定農薬の指定に際して提出する資料概要の様式と記入例の公表を行い、情報提供者の便宜をはかってきた。また、情報提供があった資材のうち、特定農薬に該当しない資材の取扱いについては、同年4月に通知を発出している。

判断が保留されている資材の取扱いの検討を進めるため、農林水産省では、平成16年度から「農薬的資材リスク情報収集事業」により、自家製造されるものや、食品等の用途で製造・販売されているものを防除等の用途に転用されるもので、普及度が高いものを中心に、薬効や安全性試験を実施すること等により、データの収集を行っている。一方、環境省では、水産動植物に対する安全性のデータを収集しており、両省の事業の調査結果が16年度末にはおおむね得られることから、その結果を踏まえて検討対象物質の取扱いについて整理を行っていくこととしている。

委託事業によるこのような検討と並行して、農林水産省及び環境省は、特定農薬合同会合を開催して、指定の可否を検討するに際し、整理すべき課題について検討を行ってきた。

16年11月の特定農薬に関する会合では、検討の進捗状況や指定に際しての論点整理について議論が行われた。委員からは、特に木酢液については、慎重な検討を求める意見が出されたほか、生薬など複数の原材料からなる資材の取扱いについては、様々な意見が出され結論には至らず、引き続き検討することとなった。

また、魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針については、特定防除資材の有効成分が何であるのか不明である場合が多いと想定され、有効成分を基にした魚毒性試験の実施が困難であるため、製剤 (〇〇抽出液そのものを原

体とみなす)で魚毒性の試験を実施することとされた。

食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材は、特定防除資材指定の検討対象外とし、登録農薬としない限り農薬として使用してはならないものとするものとされた。

特定防除資材の指定が保留されている資材(米ぬか、液状活性炭、毒劇物に指定されている化学物質)については、薬効試験や文献調査を行い、化学合成農薬の混入等がなく、当該資材の原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に對し害を及ぼすことのないことが明らかであるとはいえないものについては、保留を解除するとともに、当該資材を農薬として使用することは、農薬取締法の罰則の対象となる。化学合成された界面活性剤等の取扱いについては、シヨ糖脂肪酸エステル、レシチン等5物質については特定防除資材の検討の対象から除外しないこととし、それ以外の化学合成された界面活性剤等については、特定防除資材の検討の対象から除外することとされた。

17年2月の特定農薬に関する会合では、前回の会合で、農薬に該当するかどうか再検討することとされていた、液状活性炭について、農薬には該当しないと結論付けられた。また、複数の原材料からなる混合物の取扱いについては、混合物については、すべての原材料について安全性が各々確認され、それらを混合した資材としての薬効が確認された場合には特定農薬の指定の対象とする方針が示された。今後、農林水産省と環境省は、このような方針決定を受け、特定農薬指定のための評価に関する指針への反映を行うとともに、データの整備状況を踏まえ、個別の資材ごとに特定防除資材への指定の可否を検討していくこととしている。

(3) ポジティブリスト制の導入

食品衛生法上の現行の規制は、残留基準が定められていない農薬については、当該農薬が残留していても基本的に流通の規制はないが、ポジティブリスト制への移行後(改正法公布後3年以内に施行予定)は、人の健康を損なうおそれのない量(一律基準)として厚生労働大臣が一定量を告示することとなっており、この量を超えて農薬等が残留する食品の流通が禁止されることとなる。しかし、現在の食品衛生法に基づく残留基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬の登録保留基準等を十分に網羅していないことから、このままポジティブリスト制を導入すると、不必要に食品の流通を妨げられることが想定される。このことから、食品中に残留する農薬等について健康保護の観点から科学的な評価に基づき設定されるコーデックス基準などを参考に、暫定的な基準(暫定基準)を設定することとした。

一方、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの(特定農薬等を想定)はポジティブリスト制の対象外となる。

現在、18年5月の法施行に向けて、暫定基準案が作成され、公表されているところである。暫定基準が作成されていない「農作物×農薬」の組合せについては、一律基準が適用されるため、農薬の使用にあたっては、従来からの農薬使用基準の遵守の徹底とともに飛散についても注意する必要がある。

(4) 埋設農薬

残留性が問題となった有機塩素系農薬(BHC, DDT, ドリン剤)については、昭和40年代後半に地中への埋設保管の指導を行った。そ

の後平成14年に、我が国がPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）を批准したことを踏まえ、埋設農薬の適正な管理及び処理を進めるべく対策を講じてきたが、処理技術の開発を受け平成16年度より最終処理を進めるために、必要な予算措置を講じているところである。

(5) リスクコミュニケーション

食品安全行政を的確に進めるには、行政が消費者・生産者・事業者などの関係者に的確で分かりやすい情報を積極的に提供し、意見の交換に努め、正しい理解を深めていくとともに、生産者・消費者・行政間の相互理解を深め、関係者の懸念や意見を施策に反映していくことが重要である。農薬行政についても、平成16年10月には神戸市で、平成17年2月には、仙台市でリスクコミュニケーションの会合を、行政、消費者、生産者等の参加の下で行ったところである。

III おわりに

農薬は、食品の安全という観点で消費者から強い関心が持たれており、今回の二度にわたる農薬取締法改正は、そうした消費者の声に応えたものと言える。安全が確認された登録農薬を

決められた使用方法で使うことにより、農産物の安全性が確保されるわけで、このことは、国内農産物の信頼を高める上で重要なことである。このことを農薬使用者に十分理解してもらい、適正な使用を行うようお願いしたい。

また、使用基準にもあるとおり、農薬の飛散防止にも注意をしていただきたい。使用していないはずの農薬が作物に残留していたり、周辺住民とのトラブルにもなりかねないため、散布者が風向きや剤型の選択等に注意することはもちろん、関係メーカーには農薬の製剤改良や散布機械の改良も進めていくことが必要である。

農林水産省としては、改正農薬取締法に基づく農薬行政を進めていくために、改正の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、農薬の正確な知識の普及、適正使用に向けた一層の指導を行っていくこととしている。国産農産物の信頼を回復し、高めていくために、農薬使用者、地方自治体、関係機関の方々にご理解とご協力をお願いしたい。

登録情報を含めた農薬の最新情報については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/nouyaku>)の「農薬コーナー」で提供しているので、使用の前には是非ご確認ください。

日本帰化植物写真図鑑

清水矩宏・森田弘彦・廣田伸七／編著 B6判 548頁 本体価格4,300円

●帰化植物630余種を1,700余点のカラー写真で紹介。飼料作物畑の雑草害と対策も解説

全国農村教育協会
<http://www.zennokyo.co.jp>

〒110-0016 東京都台東区台東1-26-6
TEL03-3833-1821 FAX03-3833-1665